

指針改定の背景

<平成30年度 現指針策定時の課題意識>

家族形態の変化
核家族化、晩婚化、
未婚率の上昇

雇用形態の変化
非正規雇用の増大、
生活困窮

住民同士の
人間関係の希薄化
マンションの増加、プライ
バシーの意識の高まり

<生活課題の多様化、複雑化>

「8050問題」/「ダブルケア」/「セルフネグレクト」/「制度の狭間」

- 本市においては、地域あんしん支援員設置事業や不良な生活環境対策条例など、複合的な課題を抱える世帯等に対し、行政、関係機関、地域住民との連携のもとで支援を行う取組を先駆的に進めてきた。
- 今後は、これまでの取組に加えて、課題を抱えている方々の状況が深刻化する前に、早期に適切な支援に結びつけるための体制づくりに取り組んでいく必要がある。

5年 経過

<地域福祉を取り巻く状況>

指針に基づく取組を着実に実施している一方、生活課題の多様化、複雑化が進んでいる。

<社会の中でより顕在化してきた福祉課題>

ヤングケアラー/孤独・孤立/中高年のひきこもり

世界的なパンデミックとなった新型コロナの感染拡大、いわゆる「コロナ禍」により、社会の在り様は一変し、本市の地域福祉活動は大きな影響を受けた。地域では回復に向けて取り組まれつつあるが以下の課題もある。

地域福祉活動の制限、
ノウハウの途切れ、
通いの場・地域の集まり等の休止、閉鎖

日常的な住民同士の
つながりの希薄化
地域における
生活課題の潜在化

これまで当たり前
だったリアルの対
面からリモートへ
の対応

- ◎ 今後は、現行指針に基づく取組の推進に加えて、コロナ禍の影響を受けた地域福祉活動の回復、学び得た教訓や工夫に基づく活動の充実・広がりと、
- ◎ より複雑化・複合化した地域住民の福祉課題や支援ニーズに包括的・重層的に対応するための体制の推進に取り組んでいく必要がある。

「京・地域福祉推進指針」の改定の方角性

- 1 現行指針に規定されている「基本理念」、「重点目標」、「推進項目」は、本市の地域による福祉と各分野の施策をより効果的に展開する方角性を指し示す、持続性を持ったものであることから、改定後の指針においても基本的に維持し、引き続き推進していく。
- 2 現指針以降、社会の中でより顕在化してきた福祉課題への対応、また、コロナ禍の影響を受けた地域福祉活動の今後の方角性について盛り込み、地域福祉を取り巻く社会状況等の変化に的確に対応する内容とする。

「京・地域福祉推進指針」(2024年度～)

基本理念

京都の地域力を活かし
優しさのあふれる共生の文化を推進する

重点目標 1

地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上

推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり～

(改定に伴い強化を検討する取組)

- 地域の特性・課題に応じた地域づくりの強化
- 地域コミュニティ活性化の取組との連携による地域福祉活動の充実
- コロナ禍でも工夫して継続してきた地域福祉活動の取組とその継続
- 民生児童委員、老人福祉員等の活動促進

推進項目 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

(改定に伴い強化を検討する取組)

- 区地域福祉推進委員会の更なる活動充実
(地域における福祉活動のプラットフォームに)
- 各分野の地域づくりの取組の対象拡大、多分野・多世代の連携の推進
- 市・区社会福祉協議会との連携強化による地域づくりの推進

重点目標 2

行政・支援関係機関等の連携による分野横断的な支援体制の強化

推進項目 3 困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援を展開する体制の充実

(改定に伴い強化を検討する取組)

- 「重層的支援体制」の構築と推進

更新

推進期間

5年を目途とする。

(期間中に地域福祉を取り巻く大きな状況に変化があった場合は、必要に応じ見直しを検討)

指針の
推進・評価

- ・ 指針に基づき、関係部局や関係機関が地域福祉の視点から、取組を進めるとともに、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会とも連携を図り、本市及び各区(身近な圏域)で指針の取組を推進する。
- ・ 京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、施策の進捗管理及び評価を行う。